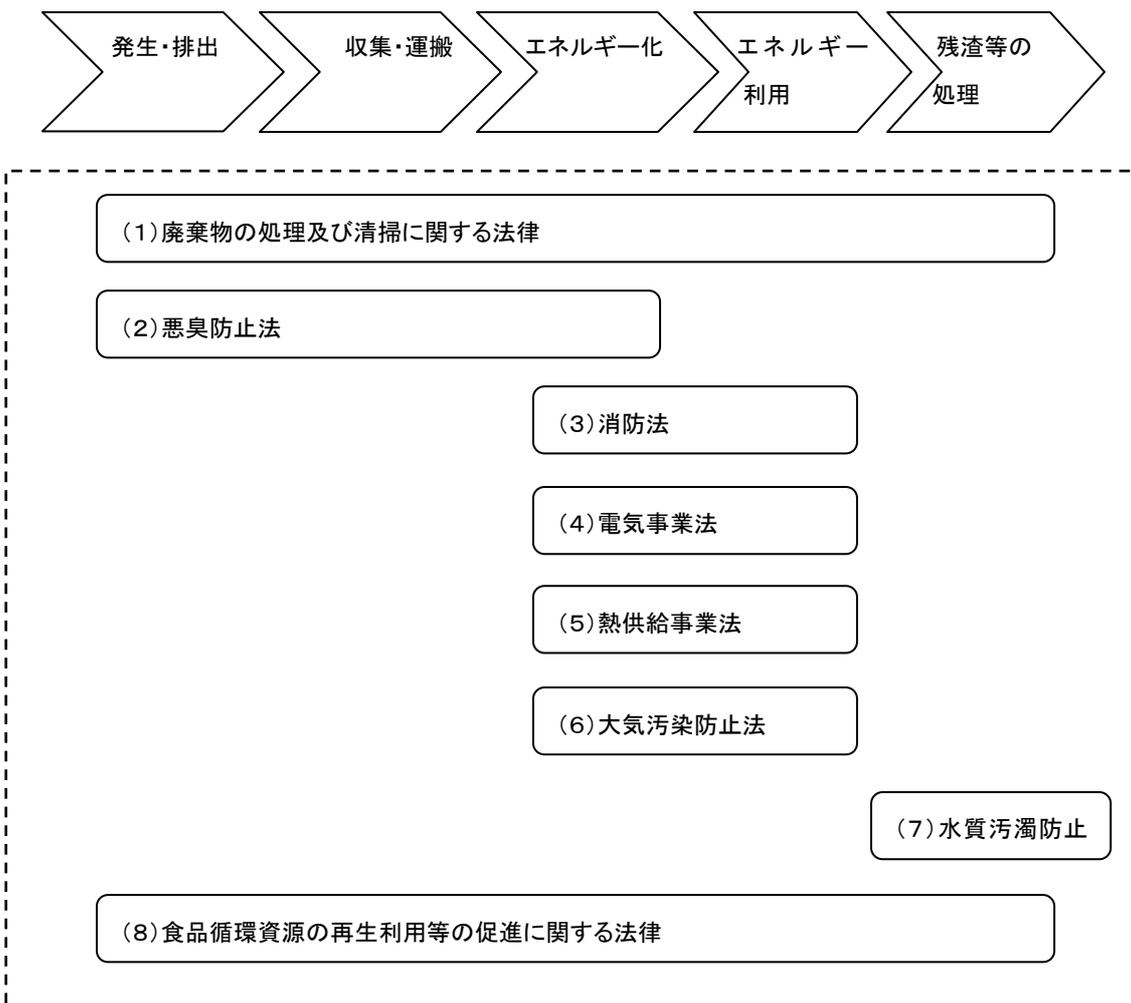


第4章 関連法規と助成制度

1 関連法規

バイオマスエネルギーの利用にあたって、検討すべき主な法規を事業の段階毎に以下に整理した。

図表資4-1 バイオマスエネルギー利用にあたり検討すべき主な法規



(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省）

規制対象者	廃棄物の収集・運搬・処分を業として行うもの
規制対象事業	収集・運搬、及び処分を業として行う場合には自治体の許可が必要。（業としての許可） また、一定規模以上の処理施設の設置にも許可が必要。（施設としての許可）
規制の内容	産業廃棄物の場合は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長） 一般廃棄物としてのバイオバスの場合は市町村長

(2) 悪臭防止法 (環境省)

規制対象者	都道府県が指定する規制地域における事業者等
規制対象事業	畜産バイオマスなどの収集・運搬、メタン発酵施設、及びその関連施設
規制の内容	環境規制項目として次に示すような事業場敷地境界線の地表における物質濃度規制がある。 (a) 工場全体からの排出：都道府県知事が総理府令の範囲内で許容限度を定め、対象となる物質は、メチルメルカプタン、アンモニア、硫化水素など22 物質 (b) 煙突等気体排出施設からの排出：アンモニア、硫化水素など13 物質 (a) より9 物質が除かれている) (c) 事業場からの排水：メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二酸化メチル (d) 濃度規制基準では生活環境が十分保全されない場合は臭気指数により規制する。

(3) 消防法 (消防庁)

規制対象者	燃料を貯蔵するもの
規制対象事業	燃料を貯蔵する施設
規制の内容	潤滑油、非常用兼用発電機の燃料油等が指定数量以上ある場合は、危険物取扱者が必要。BDF の場合は、第 3 石油類に分類され指定数量は 2000L。400L ~ 2000L の貯蔵の場合は市町村条例の規制を受ける。400L 未満の貯蔵は規制を受けない。

(4) 電気事業法 (経済産業省)

規制対象者	発電を行うもの
規制対象事業	ガスエンジン発電を行う場合 ボイラーによる発電を行う場合
規制の内容	発電を行う場合、電気主任技術者が必要。ただし、出力1,000kW未満の場合不選任も可能 (委託先：電気保安協会、電気管理技術者協会会員) ボイラーを利用した発電の場合、ボイラー・タービン主任技術者が必要。保安規定の届出、工事計画の届出等が必要。

(5) 熱供給事業法 (経済産業省)

規制対象者	複数の建物 (自家消費は除く) へ熱を供給し、加熱能力の合計が 21GJ/h 以上の熱供給者
規制対象事業	対象となる熱供給施設は、ボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管 (熱交換器を含む)
規制の内容	事業開始には経済産業大臣の許可が必要。 技術指針や保安規定に従う必要がある。

(6) 大気汚染防止法 (環境省)

規制対象者	下記事業を行うもの
規制対象事業	熱供給事業、電気供給事業、ガス供給事業、製造業
規制の内容	上記事業でガスエンジンにて燃料を重油換算で35L/h以上利用する場合、あるいはボイラーで伝熱面積が10m ² 以上である場合は大気汚染関係公害防止管理者が必要。 排気ガス濃度規制の遵守が必要。バイオガスの施設の場合は、窒素酸化物濃度、硫黄濃度の規制がかかる場合がある。

(7) 水質汚濁防止法 (環境省)

規制対象者	都道府県が指定する規制地域における事業者等
規制対象事業	排水のある木質バイオマスエネルギー施設、メタン発酵施設、及びその関連施設
規制の内容	<p>環境規制項目として次のような排出基準規制がある。自治体によっては上乘せ基準が設定されている</p> <p>(a) 設置時、変更時における特定施設の届出 (事前に申請し、設置もしくは変更は届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければならない、など)</p> <p>(b) 排水の排水の制限</p> <p>(c) 測定および記録 (記録は 3 年保管、汚濁負荷量の測定 (kg/d-COD)、など)</p> <p>(d) 排水基準の厳守 (国の基準、上乘せ基準、その他条例、総量規制基準、地下浸透基準)</p> <p>(e) 汚染地下水の浄化命令</p> <p>(f) 事故時の措置 (応急措置、都道府県知事への届出、など)</p> <p>(g) 公害防止管理者の選出と届出 (相当する特定工場、公害防止管理者選任の条件は、特定工場における公害防止組織への整備に関する法律による)</p>

(8) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (農林水産省)

規制対象者	<p>1) 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品製造業者及び飲料製造業者 (酒類製造業者を含む) ・ 飲食料品卸売業者・小売業者・百貨店・総合スーパー・コンビニ等 <p>2) 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店業・旅館・ホテル等
規制対象事業	食品の製造や調理過程で生じる動植物性残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の処理に関する事業。
規制の内容	<p>食品関連事業者は、食品廃棄物の発生抑制、減量化、又は食品循環資源の再生利用に取り組まなければならない。取組が著しく不十分の場合、勧告、公表、命令及び罰則がある。</p> <p>具体的には、事業者は発生の抑制・再生利用・減量の 3 手法を用い目標年度 (平成 18 年度) までに再生利用等の実施率を 20% に向上させることが目標。現在既にこの目標を達成している事業者は、現在の再生利用等の実施率を向上させることが目標。</p> <p>なお、食品循環資源を原材料とする肥料・飼料等の製造を業として行う者は、登録再生利用事業者として主務大臣の登録を受けることができる。(登録を受けなくても事業は可能)</p>

(9) その他の関連法規

法律名	概要	管轄省庁
エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)	電力、燃料を一定以上利用する施設では有資格者が必要。エネルギー使用量の記録義務あるいは定期報告が必要。	経済産業省
騒音規制法	一定規模以上の施設について資格者が必要。騒音に関する規制値がある。	環境省
振動規制法	一定規模以上の施設について資格者が必要。振動に関する規制値がある。	環境省
労働安全衛生法	一定規模以上のボイラーがある場合資格者が必要。	厚生労働省
肥料取締法	バイオガス化後の残渣を利用してつくる堆肥については、届出や品質表示が必要。	農林水産省
地方税法 (軽油引取税)	BDF に軽油を混入した場合課税される。	総務省

2 助成制度

各省庁の平成16年度予算資料等を参考として、バイオマスエネルギーの利用に対する主な助成制度について対象バイオマス毎に整理した。ただし、資料が入手できなかった経済産業省分については平成15年度現在のものとした。

図表資4-2 バイオマスエネルギーの利用に対する主な助成制度一覧

対象バイオマス	助成制度	対象事業者		
		地方公共団体	民間事業者	その他
共通	(1) 地域新エネルギービジョン策定等事業			
	(2) バイオマス利活用フロンティア推進事業			
	(3) 地域新エネルギー導入促進事業			
	(4) バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業			
	(5) 新エネルギー事業者支援対策事業			
	(6) 地域地球温暖化防止支援事業			
	(7) 新エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業			
	(8) バイオマス利活用フロンティア整備事業			
	(9) バイオマス利活用高度化実証事業			
	(10) 資源リサイクル畜産環境整備事業			
	(11) 再生可能燃料利用促進補助事業			
	(12) 生ごみ利用燃料電池等普及促進補助事業			
	(13) 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベータ(起業支援)事業			
	(14) 温暖化対策市場化直結技術開発補助事業			
	(15) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例			
	(16) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制			
	(17) 環境保全資金融資			
木質	(18) 地域木材産業活性化推進事業			
	(19) むらづくり維新森林・山村・都市共生事業			
	(20) 木材産業体質強化対策事業			
	(21) 林業改善資金：林業生産高度化資金技術導入資金			
	(22) 木質バイオマスエネルギー利用促進事業			
	(23) 林業経営構造対策事業			
	(24) 木材産業構造改革事業			
	(25) 森林バイオマス総合利活用実証モデル事業			
	(26) その他の助成			

(1) 地域新エネルギービジョン策定等事業 (補助 : NEDO)(平成 15 年度現在)

対象者	地域新エネルギービジョン策定調査 : 地方公共団体、地方公共団体の出資に係る法人 重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査 : 以前に地域新エネルギービジョン策定調査を実施した地方公共団体又は地方公共団体の出資に係る法人 事業化フィージビリティスタディ調査 : 当該事業を実施する者
助成対象事業	地域新エネルギービジョン策定調査初期段階調査として、ビジョン策定に必要な新エネルギーに係る基礎データの収集(新エネルギー賦存量、利用可能の分布等) を行い、これをもとに地域全体にわたる新エネルギー導入・普及啓発に係る基本計画及び施策の基本的な方向、重点プロジェクトの実行プログラムを作成。 重点テーマに係る詳細ビジョン策定調査 (1) 地方公共団体が策定した地域新エネルギービジョンに基づき、地域特性を踏まえた重点テーマに係る導入計画を円滑に進めるためのシステム全体の具体化の検討 (2) ビジョン策定済み地方公共団体等が、ビジョンの中で検討しなかったバイオマス、雪氷冷熱を対象とした地域新エネルギービジョンの策定 事業化フィージビリティスタディ調査地方公共団体等が作成した地域新エネルギービジョン等に基づき実施されるプロジェクトで、特にモデル性の高い重要なものの事業化調査。 (PFI 方式を活用したプロジェクトの検討を含む)
助成内容	定額

(2) バイオマス利活用フロンティア推進事業 (補助 : 農林水産省)

対象者	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第 3 セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO 法人
助成対象事業	バイオマス総合利用計画の策定 モデル地区及びその関係都道府県におけるバイオマスの現状把握、物質収支の計画、循環利用システム等を内容とする計画の策定、改定、そのための協議会の開催等。 バイオマス利用に関する支援 食品廃棄物等のリサイクルの実践、リサイクル技術の普及、林地残材等未利用木質資源の有効利用を図る取組などに対する支援。
助成内容	補助率 : 1/2

(3) 地域新エネルギー導入促進事業 (補助 : NEDO)(平成 15 年度現在のもの)

対象者	地方公共団体				
助成対象事業	地方公共団体が策定した地域における新エネルギー導入促進のための計画に基づき実施される「新エネルギー導入事業」 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">バイオマス発電</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 1 . 蒸気タービン方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率 : 10%以上 2 . その他の発電方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率 : 20%以上 ・発電出力 : 10kW 以上 </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">バイオマス熱利用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1 . バイオマス利用型製造設備 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物熱利用量 : 高炉の場合 12.56GJ/h(3Gcal/h) 以上 <li style="padding-left: 40px;">セメントキルンの場合 25.12MJ/t (6,000kcal/t) 以上 2 . 熱供給設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 ・バイオマスから得られ、利用される熱量 : 1.26GJ/h(0.3Gcal/h) 以上 3 . バイオマスコージェネレーション設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 ・発電出力 : 10kW 以上 ・省エネ率 : 10%以上 </td> </tr> </table>	バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 1 . 蒸気タービン方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率 : 10%以上 2 . その他の発電方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率 : 20%以上 ・発電出力 : 10kW 以上 	バイオマス熱利用	<ul style="list-style-type: none"> 1 . バイオマス利用型製造設備 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物熱利用量 : 高炉の場合 12.56GJ/h(3Gcal/h) 以上 <li style="padding-left: 40px;">セメントキルンの場合 25.12MJ/t (6,000kcal/t) 以上 2 . 熱供給設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 ・バイオマスから得られ、利用される熱量 : 1.26GJ/h(0.3Gcal/h) 以上 3 . バイオマスコージェネレーション設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 ・発電出力 : 10kW 以上 ・省エネ率 : 10%以上
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 1 . 蒸気タービン方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率 : 10%以上 2 . その他の発電方式 <ul style="list-style-type: none"> ・発電効率 : 20%以上 ・発電出力 : 10kW 以上 				
バイオマス熱利用	<ul style="list-style-type: none"> 1 . バイオマス利用型製造設備 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物熱利用量 : 高炉の場合 12.56GJ/h(3Gcal/h) 以上 <li style="padding-left: 40px;">セメントキルンの場合 25.12MJ/t (6,000kcal/t) 以上 2 . 熱供給設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 ・バイオマスから得られ、利用される熱量 : 1.26GJ/h(0.3Gcal/h) 以上 3 . バイオマスコージェネレーション設備 <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率 : 60%以上 ・発電出力 : 10kW 以上 ・省エネ率 : 10%以上 				

助成内容	補助1/3 債務保証 債務保証枠：基金の15倍 保証範囲：対象債務の90% 保証料率：保証残高の0.2%
------	--

(6) 地域地球温暖化防止支援事業(補助：NEDO)(平成15年度現在)

対象者	地方公共団体、公益法人、特定NPO法人、民間団体等で法人格を有するもの	
助成対象事業	地方公共団体が策定した「地域における計画」に基づき実施される事業であって、以下のいずれかに該当するもの 同一事業者が実施する新エネルギー設備と省エネルギー設備を組み合わせた複数の設備導入事業 複数事業者が実施する新エネルギー設備と省エネルギー設備を組み合わせた複数の設備導入事業であって、「地域における計画」を踏まえて個々の事業の関連性や連携が明確であるもの ただし、新エネルギー設備と省エネルギー設備の組み合わせによらない複数の設備導入事業であっても、当該事業に顕著なモデル性等が認められる場合は対象とする。	
	バイオマス発電	バイオマス依存率：60%以上
	バイオマス熱利用	バイオマス依存率：60%以上(熱供給設備及びバイオマスコージェネレーション設備の場合)
	バイオマス燃料製造	バイオマス依存率：60%以上(メタン発酵方式以外の場合) エネルギー回収率：50%以上(メタン発酵方式以外の場合) 製造された燃料は、原則として全量が発電又は熱利用等されるものであること。
助成内容	補助1/2(ただし、営利活動に伴う事業は1/3)	

(7) エネルギー・省エネルギー非営利活動促進事業(補助：NEDO)(平成15年度現在)

対象者	特定非営利活動法人(NPO法人) 公益法人等の法人格を有する民間団体等
助成対象事業	営利を目的としない事業を行う民間団体等が実施する次の事業に対して必要な経費の一部を補助。 設備導入非営利活動事業 営利を目的とせずに新エネルギー設備を導入する事業を実施する場合に、当該民間団体等に対して補助を行う。 普及啓発非営利活動事業 営利を目的とせずに新エネルギー導入・省エネルギー普及に資する普及啓発事業を実施する場合に、当該民間団体等に対して補助を行う。
助成内容	補助1/2

(8) バイオマス利活用フロンティア整備事業(補助：農林水産省)

対象者	都道府県、市町村、PFI事業者、農協等
助成対象事業	今後のモデルとなるような新技術等を活用したバイオマス利活用施設や食品リサイクル施設等の整備に対する補助。 バイオマス生活創造構想事業 地域バイオマス利活用施設整備事業 家畜排せつ物利活用施設整備事業 有機性資源飼料化施設整備事業 食品リサイクル施設整備事業
助成内容	補助率 1/2 1/3 等

(9) バイオマス利活用高度化実証事業 (補助 : 農林水産省)

対象者	都道府県、市町村、地方公共団体が参加する共同事業体
助成対象事業	ほ場残渣等未利用バイオマスの効率的な収集、運搬、燃料への変換等について、技術研究分野や関係省との連系の下、モデル地域で実施する実証事業。 バイオマス由来燃料の原料として有利な作物の選定 低コスト生産手法の実証 効率的収集・運搬・貯蔵方法の実証 バイオマスの種類に応じた変換効率の実証 バイオマス由来燃料の利用手法の実証 バイオマス由来燃料供給の実行可能性について総合評価
助成内容	補助1/2

(10) 資源リサイクル畜産環境整備事業 (補助 : 農林水産省)

対象者	地方公共団体、事業指定法人、農業協同組合等
助成対象事業	エネルギー等副産物利用処理施設を含む家畜排せつ物処理施設の整備。
助成内容	補助率 : 1/2 1/3等

(11) 再生可能燃料利用促進補助事業 (補助 : 環境省)

対象者	民間事業者
助成対象事業	バイオエタノール混合ガソリン等利用促進補助事業 ガソリン等販売店にバイオエタノール混合燃料を供給するため、バイオエタノールを調達し、これを3%含有するガソリン等を調達するための施設を整備する民間に対する補助。 ボイラー等用バイオエタノール利用促進補助事業 重油・灯油等を燃料とする暖房・給湯用のボイラーの燃料として、バイオエタノールを一部混焼するために必要なバーナー改造及びバイオエタノール貯蔵設備等を整備する民間に対する、地方公共団体を通じた補助。
助成内容	補助率 : 1/3

(12) 生ごみ利用燃料電池等普及促進補助事業 (補助 : 環境省)

対象者	民間事業者
助成対象事業	集合住宅、業務用建築物等のうち、ディスプレイ・システム等の生ごみ収集装置を有する建築物に対して、オンサイト型のメタン発酵装置、燃料電池、熱電供給装置その他の付属設備等を整備する民間に対する補助。
助成内容	補助率 : 1/3

(13) 地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベータ (起業支援) 事業 (補助 : 環境省)

対象者	民間事業者
助成対象事業	ビジネスモデルとして成り立つ可能性が高いことが確認されている先見性・先進性の高い事業について、本格的なビジネス展開にあたり、核となる技術にかかる設備整備費及び地域における実証事業 (パイロット事業) の事業費に対する補助。 設備整備モデル事業 (例 : 廃木材からのエタノール製造事業) 都市再生環境モデル事業 (例 : カーシェアリング事業)
助成内容	補助率 : 1/3

(1 4) 温暖化対策市場化直結技術開発補助事業 (補助 : 環境省)

対象者	民間事業者
助成対象事業	<p>民間企業が行う新たな地球温暖化対策技術の開発事業に対して、その費用の一部を補助する。技術開発分野ごとに事業実施先を広く公募し、優れた提案と実施体制を有する民間企業等を選定して行う。</p> <p>このうち、バイオエネルギー等再生可能エネルギー活用技術開発分野として想定される技術開発の例は以下のとおり。</p> <p>家庭等からの廃棄物を活用したバイオエネルギー供給技術開発 家庭等から発生する廃棄物 (可燃ごみ) から、バイオマスアルコールを製造する技術開発、及び、メタンガスの原料となる生ごみを分別する技術開発。 バイオマスからの高効率エネルギー転換技術開発 バイオマスから水素発酵菌により直接水素を安定的かつ効率的に生産して燃料電池で発電し、さらに処理残渣を有効利用するシステムの技術開発。</p>
助成内容	補助率 : 1/3

(1 5) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例 (税の減免)

対象者	個人、法人
助成対象事業	取得した償却資産で、制令で定めるものについて減額。(木くず焚ボイラー)
助成内容	課税標準を 5/6 に軽減 (取得後 3 年間)

(1 6) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (税の減免)

対象者	個人、法人
助成対象事業	対象設備を直接購入し、かつ 1 年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却または税額控除ができる制度。木くず焚ボイラー等
助成内容	取得価額の 7% の税額排除又は取得価額の 30% の特別償却の選択

(1 7) 環境保全資金融資 (融資 : 県環境森林部・農水商工部)

対象者	県内に主たる事業所又は営業所を有し、原則として同一事業を 1 年以上営んでいる中小企業者と組合
助成対象事業	公害防止、環境保全等の環境問題に対する中小企業者の取り組みに対し必要となる資金を融通する。
助成内容	貸付限度額 1 企業・組合 5,000 万円

(1 8) 地域木材産業活性化推進事業 (補助 : 林野庁)

対象者	都道府県、市町村、木材関連業者等の組織する団体
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るための取組に対して助成。 ・発生量の把握、検討委員会の開催、有効活用システムの策定、普及のための説明会開催等。
助成内容	補助 1/2

(1 9) むらづくり維新森林・山村・都市共生事業 (補助 : 林野庁)

対象者	都道府県、市町村等
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市との共生を図りながら森林の適正な管理や山村の活性化に資するための新たな地域づくりの推進 ・対象 : 木質バイオマス資源等の自然エネルギー活用施設、林地残材等のチップ化のための機材整備、原料集積のため作業路網等の整備
助成内容	補助 1/2

(2 0) 木材産業体質強化対策事業 (利子助成 : 林野庁)

対象者	木材製造業、木材卸売業等
助成対象事業	木材産業の体質強化を図るための加工・流通の合理化や環境保全に資する設備 (木くず焚きボイラー等) 導入に要する借入金に対する利子助成。
助成内容	・ 利子助成率 : 上限 3.5% (補助率 1/2) ・ 償還期間 : 7 年以内

(2 1) 林業改善資金 : 林業生産高度化資金技術導入資金 (融資 : 農林漁業金融公庫)

対象者	林業を営む者、森林組合、同連合会等
助成対象事業	移動式チップパー、炭生産用機械・施設、成形燃料製造機械、未利用資源活用機械・施設
助成内容	・ 貸付利率 : 無利子 ・ 償還期間 : 5 年以内 ・ 貸付限度額 : 機械・施設別の定める額以内

(2 2) 木質バイオマスエネルギー利用促進事業 (補助 : 林野庁)

対象者	都道府県、市町村、木材関連業者等の組織する団体等
助成対象事業	・ 製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源のエネルギー化を促進するための施設設備等に対して助成。 ・ 対象施設 : バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設、貸付用ペレットストーブ等。 ・ 木質バイオマスエネルギー利用のモデル的な事例となるよう、エネルギー供給施設及び利用施設を一体的に整備 (ストーブのみは不可)
助成内容	補助1/2

(2 3) 林業経営構造対策事業 (補助 : 林野庁)

対象者	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体等
助成対象事業	・ 間伐材等の木質資源の有効利用を図る観点から、森林のバイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設等の整備に対して助成。 ・ 対象施設 : 作業用建物、木材等成分抽出機、炭化施設、おが粉製造用施設、有機性肥料生産施設、木質資源利用ボイラー、木質燃料製造施設等。
助成内容	補助1/2

(2 4) 木材産業構造改革事業 (補助 : 林野庁)

対象者	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等
助成対象事業	・ 外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、木材加工流通施設等の整備に対して助成。森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設等の整備に対して助成。 ・ 対象施設 : 作業用建物、木材等成分抽出機、炭化施設、おが粉製造用施設、有機性肥料生産施設、木質資源利用ボイラー、木質燃料製造施設等。
助成内容	補助1/2、1/3

(2 5) 森林バイオマス総合利活用実証モデル事業 (補助 : 林野庁)

対象者	都道府県、市町村、森林組合、第3セクター、木材関連業者等の組織する団体等
助成対象事業	<p>森林バイオマス総合利活用実証モデル整備事業 地域が一体となって取り組む森林バイオマスによる熱電併給やアルコール製造、新技術を活用した木質新素材の製造等を推進するために必要な実証プラント等の整備に対して助成。</p> <p>森林バイオマス総合利活用実証モデル推進事業 により実証プラントを整備する地域において実証実験を行うために必要な森林バイオマスの調達、当該プラントで生産するエネルギーや製品の普及等に関する活動に対して助成。</p>
助成内容	補助率 : 1/2

(2 6) その他の助成

助成概要	対象者	名称	管轄省庁
補助 (1/2)	民間団体	木材利用革新的技術開発促進事業	(財) 日本住宅・木材技術センター
融資	森林組合、同連合会、中小企業、共同組合等	農林漁業金融公庫資金 : 農林漁業施設資金 (共同利用施設資金)	林野庁
融資	林業を営む者等	農林漁業金融公庫資金 : 農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設資金)	林野庁
融資	森林組合、同連合会、農林漁業者、団体等	農林漁業金融公庫資金 : 振興山林・過疎地域経営改善資金	林野庁
融資	森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、団体等	農林漁業金融公庫資金 : 農林漁業構造改善推進資金 (林業構造改善事業)	林野庁
融資	中山間地域で生産された木材を原材料とする加工製造業者等	農林漁業金融公庫資金 : 中山間地域活性化資金 (加工流通施設資金)	林野庁
融資	森林組合、同連合会、木材製造業団体等	林業・木材産業改善資金 : 林業生産高度化資金特認間伐施設資金	林野庁
融資	都道府県知事認定の合理化計画を作成した木材の製造に係る事業体	木材産業等高度化推進資金 : 構造改革促進資金 (運転資金)	林野庁